

## 香芝市と畿央大学との包括的な連携協力に関する協定書

### (目的)

第1条 この協定は、香芝市と畿央大学が、相互に連携協力し、健康科学分野及び教育分野を中心に、香芝市におけるまちづくり、都市計画、健康づくり、子育て支援や教育等の充実発展並びに畿央大学における教育及び研究の充実発展に資することを目的とする。

### (実施機関)

第2条 前条に規定する連携協力は、香芝市（その所管する各種施設を含む。以下同じ。）と畿央大学（その付属機関を含む。以下同じ。）の間で実施する。

### (連携協力の具体化)

第3条 香芝市と畿央大学は、第1条に規定する目的に基づき、各種連携協力事業を積極的に推進する。その具体的な内容については、香芝市のそれぞれの業務担当部署と畿央大学が誠意を持って協議し、合意した内容に沿って協定を交わし、あるいは実施要領を作成して取り組むものとする。

### (連携協力の方法)

第4条 香芝市と畿央大学は、連携協力して事業を行うに当たっては、双方の協力により、自らの有する施設設備等の利用について業務に支障のない限り便宜を供するものとする。

### (経費)

第5条 香芝市と畿央大学が、連携協力して行う事業に要する経費については、個別の事業ごとに協議するものとする。

### (事務の窓口)

第6条 香芝市と畿央大学が、連携協力して行う事業に関する窓口を、香芝市においては企画調整部企画政策課とし、畿央大学においては企画部とする。なお、香芝市、畿央大学それぞれの機構改革等により、窓口が変更になった場合は、双方とも速やかに、その旨を連絡する。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに双方のいずれからも改定の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様に取り扱う。

(その他)

第8条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、双方は協議してその解決を図るものとする。

この協定書は、2通作成し双方記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成20年3月26日

香芝市長 先山 昭夫

畿央大学学長 冬木 智子